

湖南省住居表示整備事業推進計画

平成 28 年 1 月改訂

目 次

第1章 住居表示制度の概要

1. 住居表示整備事業推進計画の背景	1
2. 住居表示制度確立の必要性	1
3. 住居表示制度の基本的な考え方	2
4. 住居表示制度の内容	2
5. 住居表示実施の効果と問題点	3

第2章 住居表示整備事業の概要

1. 住居表示実施一覧	4
2. 住居表示整備事業実施計画	6
3. 住居表示整備推進計画図	7
4. 住居表示整備事業の作業概要	8

第3章 住居表示関係法規

1. 住居表示に関する法律	1 2
2. 湖南省住居表示に関する条例	1 9
3. 湖南省住居表示に関する条例施行規則	2 1
4. 湖南省住居表示審議会条例	2 7
5. 湖南省住居表示実施基準	2 9

第1章 住居表示制度の概要

1. 住居表示整備事業推進計画の背景

住居表示実施前の住所は、土地の大字名と財産番号である「地番」で表され、使用していますが、道路の新設や拡張、土地所有者の都合で分筆・合筆が出来ることにより飛番や欠番ができたり、同一地番でたくさんの枝番があるなど、地番が順序よく並んでいないため、わかりにくく日常生活において非常に不便なことがあります。

これらの不便を無くすため、昭和37年5月10日に「住居表示に関する法律」が制定され、これに基づき全国各地で本事業は実施されています。

本市における住居表示整備事業は、旧石部町域において第1次（平成6年11月7日実施）より始まり、第15次（平成14年3月4日実施）で完了し、合併後、『湖南省住居表示整備事業推進計画』に基づき、A～E 区域について順次整備を進めてきたところです。

A 区域（菩提寺地域）については、近江台・サイドタウン（平成20年11月4日実施）からイワタニランド（平成22年11月1日実施）、三上台（平成24年11月5日実施）、みどりの村（平成25年11月5日実施）で、住居表示は完了しましたが、残る B～E の4 区域については未着手のまま現在に至っており、未実施地域についても市民サービス向上、市民福祉の増進、行政事務の効率的な遂行を図るためにも、早期着手が求められています。

2. 住居表示制度確立の必要性

地番制度は、明治4年の地券制度より、土地の所有者に対する徴税の目的とし、土地を特定させるための符号として地番を設けたのが始まりです。

さらに明治31年の改正で、戸籍の表し方として地番を「番地」という呼称として用いられたものが住居表示実施前の住所の表示として使われてきました。

地番を住所として用いた場合、次のような不都合が生じます。

- ① 一つの地番で表示される一筆の土地の大きさ、形状等は人の住所と必然的な関連性を有しないこと。たとえば、一筆の土地が広いために多数の家屋が同一地番で表示されたり、一つの家屋が数筆の土地にまたがっているために、どの地番をもって表示すべきか明らかでない等の事例が生じてくる。
- ② 一筆の土地の境界及び所在を視認することが困難であるため、どこまでが何番の土地であり、どこからが何番の土地になるかを一見して見分けることが困難であること。
- ③ 土地の分合筆は土地所有者の自由とされているため、枝番号、欠番号又は

飛び番号が生じること。

- ④ 地番区域は、旧町村に準ずる区域をもって定めることとされているため、現行の大字区域をもって地番区域としている場合は、けた数の多い番号が存在すること。
- ⑤ 国有地等については、土地台帳法の適用がなかったため、現在なお多数の無番地が存在すること。

以上のことから日常生活のなかで起きうる問題として次の事柄が挙げられます。

- ① 郵便物、配達物、電報等の誤配や遅配が生ずる。
- ② 緊急車両等の緊急を要する業務に支障をきたす。
- ③ 訪問者が目的の家屋をなかなか見つけ出せず時間を費やす。

一つの地番に無数の枝番があり、その枝番が無秩序に飛び、家屋の特定に時間を費やす等、経済活動や行政事務の遂行にも支障をきたしているのが現状です。

3. 住居表示制度の基本的な考え方

町名地番制度審議会は、町名地番制度の改善に関する答申（昭和 36 年 11 月 27 日）においてわが国の住居表示制度をいかに定めるかにつき、その基本的な考え方として、つぎの 3 つの原則を設けています。

- ① 常識的に分かりやすい住居表示方法であること。
- ② 整備事業が簡易であり、かつ、経済的であること。
- ③ 実施可能な、現実的な方法であること。

地番による住所表示は、我々、多年使用してきていますが、地番制度がもたらす問題点で述べているように、わかりやすい住所表示とは言えません。これをわかりやすくするため、地番整理を行なうと、その作業と手続きがきわめて複雑であり、多くの時間と経費を要し、経済的ではありません。これらに代わる常識的にわかりやすい住所表示として、諸外国で市街地の住所表示に用いられているハウス・ナンバー制度を参考にしつつ、わが国の実情に即した、住所表示それ自身の目的をもって定められた合理的、かつ、整備作業が簡易で経済的な表示方法として、「住所番号による住所」の表示方法が採用されました。

4. 住居表示制度の内容

常識的にわかりやすい住所表示の方法として、「街区方式」と「道路方式」の方式があります。

「街区方式」は街区を設定し、街区を単位として住所番号を付定する方式で、また「道路方式」は道路に名称をつけ、道路に従って住所番号を付定する方式であります。

- ① 街区方式

市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域「街区」につけられる符号「街区符号」及び当該街区にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号「住居番号」を用いて表示する方法をいう。

② 道路方式

住居表示を行う区域内のすべての公道に住所表示のための名称をつけ、次に道路に基準となるべき地点を定め、その地点から起番して、道路の両側線にそって一定の番号を振りあてておき、それに基づいて各建物の有すべき住所番号を付定する方法をいう。

本市は、「街区方式」を都市形態の状況、市民生活の実態からみて採用しました。

5. 住居表示実施の**効果と問題点**

住居表示が実施されれば次のような効果があります。

- ① 住所を大字から町（丁目）に変更する際、町名及び町（丁目）区域が整理され、町（丁目）の境界が明確になる。
- ② 災害時、消防、警察等の緊急車輛がより早く目的地に到着することが出来る。
- ③ 郵便や宅配物等の誤配、遅配が少なくなる。
- ④ 訪問先を探す時間が短縮される。
- ⑤ 事務能率が向上し、市民サービス向上が図られる。

市民や法人にとっては、住居表示実施直後の住所変更に伴う手続（運転免許証の住所変更・不動産登記甲区の所有者住所変更・その他個人の証書類等の住所変更・ゴム印や各種印刷物の作り直し）に余計な労力・費用が負担となる場合があります。住居表示がいかに市民のみなさまにとって必要かを理解して頂くためには、**PR活動を重要視**し、“住居表示について”の説明会を開催、市民のみなさまの理解と協力を得ることが必要であります。

第2章 住居表示整備事業の概要

1. 住居表示実施一覧

(1) 旧石部町地域

区分	実施期日	実施区域
第1次	平成6年11月7日	宮の森一丁目・宮の森二丁目
第2次	平成7年7月3日 平成11年11月1日 平成14年3月4日	宝来坂一丁目・宝来坂二丁目 宝来坂三丁目・宝来坂四丁目
第3次	平成8年6月3日	岡出一丁目・岡出二丁目
第4次	平成8年11月5日 平成11年11月1日 平成14年3月4日	石部西一丁目・石部西二丁目 石部西三丁目
第5次	平成9年9月1日	石部中央一丁目・石部中央二丁目 石部中央三丁目・石部中央四丁目 石部中央五丁目・石部中央六丁目
第6次	平成10年3月2日	石部東一丁目・石部東二丁目 石部東三丁目・石部東四丁目 石部東五丁目・石部東六丁目 石部東七丁目・石部東八丁目
第7次	平成10年11月2日	石部南一丁目・石部南二丁目 石部南三丁目・石部南四丁目 石部南五丁目・石部南六丁目 石部南七丁目・石部南八丁目
第8次	平成11年11月1日	石部が丘一丁目・石部が丘二丁目
第9次	平成11年11月1日	丸山一丁目・丸山二丁目 丸山三丁目・丸山四丁目
第10次	平成12年11月6日	石部北一丁目・石部北二丁目 石部北三丁目・石部北四丁目 石部北五丁目
第11次	平成12年11月6日	石部口一丁目・石部口二丁目 石部口三丁目・石部口四丁目
第12次	平成13年11月5日	東寺一丁目・東寺二丁目 東寺三丁目・東寺四丁目 東寺五丁目
第13次	平成13年11月5日	西寺一丁目・西寺二丁目 西寺三丁目・西寺四丁目 西寺五丁目・西寺六丁目 西寺七丁目
第14次	平成14年3月4日	石部緑台一丁目・石部緑台二丁目
第15次	平成14年3月4日	雨山一丁目・雨山二丁目

(2) 菩提寺地域

区域	実 施 期 日	実 施 区 域
近江台	平成 20 年 11 月 4 日	近江台一丁目・近江台二丁目
サイドタウン	平成 20 年 11 月 4 日 平成 26 年 5 月 26 日	サト ^ゝ タウン一丁目・サト ^ゝ タウン二丁目 サト ^ゝ タウン三丁目・サト ^ゝ タウン四丁目
イワタニランド	平成 22 年 11 月 1 日	菩提寺北一丁目・菩提寺北二丁目 菩提寺北三丁目・菩提寺北四丁目 菩提寺北五丁目・菩提寺北六丁目
三上台 (菩提寺新町一丁目、二丁目他含む)	平成 24 年 11 月 5 日	菩提寺東一丁目・菩提寺東二丁目 菩提寺東三丁目・菩提寺東四丁目
みどりの村 (菩提寺新町三丁目、四丁目他含む)	平成 25 年 11 月 5 日	菩提寺西一丁目・菩提寺西二丁目 菩提寺西三丁目・菩提寺西四丁目 菩提寺西五丁目・菩提寺西六丁目 菩提寺西七丁目

2. 住居表示整備事業実施計画

『実施計画区域をB～E区域とし、平成38年までに完了を目指し、B～E区域以外は39年度以降に順次実施を目指します。』

区 域 (面積) 行政区名	人 口 (世帯数)	施行予定期間
B 区域 (75ha) 湖南団地北 湖南団地中 湖南団地南	約 5,300 人 (2,400 世帯)	平成 29 年 12 月から 平成 38 年 12 月
C 区域 (69ha) 中 山 堂の城 緑 ケ 丘 大 谷 桐 松	約 4,200 人 (1,700 世帯)	
D 区域 (59ha) ルモン甲西 中 央 平松の一部	約 2,500 人 (1,000 世帯)	
E 区域 (27ha) 柑子袋の一部	約 2,000 人 (700 世帯)	

住居表示整備促進計画図

〈図を入れる〉

4. 住居表示整備事業の作業概要

1. 計画準備

本業務の目的を理解し、精度の確保及び個人情報の取扱い方法を考慮し、作業計画を施行する。

2. 現地調査

- (1) 本市が貸与する縮尺 1 : 2, 500 湖南省全図を基に、縮尺 1 : 500 拡大図を作成する。
- (2) 上記(1)の陽画を現地に携行し、住居表示に必要な地形地物、出入口・棟割調査並びに建物の主たる出入口から道路までの経路（アプローチ）を調査する。
- (3) 経年変化部は、平板測量、オフセット測量にて計測する。又、道路台帳図等の資料も参考にし、地形修正を行う。

3. 基本図作成

- (1) 2. (1)で作成した縮尺 1 : 500 拡大図を基に、2. (2)(3)で調査した住居表示に必要な地形図情報を管面デジで入力し、地形図データ（500 レベル）を作成する。
- (2)基本図原図は、# 500 マイラーベースを用いて新町単位毎に作成する。

4. 法務局法人登記簿調査及び土地登記簿調査

- (1) 法務局において住居表示実施区域内の事業所（会社）等を調査し、法人調査リストを作成する。
- (2) 住居表示実施区域内の地番を公図、土地登記簿で調査する。調査後、固定資産土地台帳及び地番図等も参考にし、地番収録簿を作成する。
- (3) 上記(2)において不都合が生じた場合は、不都合リストを作成する。
- (4) 住居表示実施区域内の地番が確定すれば地番対照表等を作成する為、テキスト形式で入力する。

5. 調査カード作成

- (1) 調査カードの様式は、市監督員と協議の上、決める。
- (2) 貸与する住居表示実施区域内の住民データ（紙ベース）を基に住民調査カード及び4. (1)を基に事業所（会社）調査カードを作成する。

6. 世帯主・事業所等調査

- (1) 5. (2)で作成した調査カードと基本図の出力紙を携行し、各戸と訪問し、聞き取り調査を行う。
- (2) 聞き取り内容と調査カードに記述されている内容が異なっている場合は、調査カード備考欄に、その異なっている内容を記載する。
- (3) 各戸を訪問した際、留守の場合は、留守宅用ビラを郵便受けに投函する。

- (4) 留守宅訪問は、3回までとし、3回目の訪問が留守の場合は、お知らせ文書と共に照会用はがきを郵便受けに投函する。

7. 住居表示台帳図作成

- (1) 住居表示台帳図の縮尺は、1 : 500 とし、街区毎に別葉とする。
- (2) 用紙は #300 マイラーベースを用い規格は A3 判とする。
- (3) 表示事項は次のとおりとする。
 - ① タイトル（一図葉毎に町名街区符号を表示する。）
 - ② 建物及び主な工作物
 - ③ 幅員 1 m 以上の道路
 - ④ 田・畑の区画
 - ⑤ 河川、池
 - ⑥ 建物の棟割
 - ⑦ フロンテージ及び基礎番号
 - ⑧ 主な出入口及び経路（アプローチ線）
 - ⑨ 住居番号
 - ⑩ 主要な道路名
 - ⑪ 河川名、池名
 - ⑫ 公共施設名
 - ⑬ 隣接街区符合
 - ⑭ 凡例、縮尺、方位
- (4) 原図は、ビロード張り製本を作成し、収納する。
- (5) その他、目次、町名見出図、街区見出図を #300 マイラーベースに出力し、上記(4)に収納する。

8. 住居表示台帳製本作成

- (1) 製本は、住居表示台帳原図を収納するビロード張り製本及び台帳図データを用紙（上質紙 90 kg）に出力した台帳出力図を収納する背張り製本を 2 冊作成する。尚、台帳出力図背張り製本 2 冊の内、1 冊は氏名記入図とする。

9. 街区表示板取付け箇所調査

- (1) 街区表示板を取付ける場所を事前調査し、予定箇所を図示し、街区毎に集計した街区表示板集計表を作成する。
- (2) 建物の壁、塀等に取り付ける場合、事前に建物の所有者に承諾を得ておく。

10. 町名表示板作成

- (1) 町名表示板の規格は次のとおりとする。

① 地色	緑色
② 寸法	縦 60 ミリメートル、横 60 ミリメートル
③ 材質	アルミニウム
④ 数字及び文字の書体	アラビア数字はユニバースメディウム書体 文字は丸ゴシック体

11. 通知書、住所変更証明書、パンフレット、配布用封筒及び宛名シールの作成
 - (1) 通知書及び変更証明書は市が指定する様式に則り作成する。
 - (2) パンフレットの掲載内容は、市監督員と協議して決めること。
 - (3) 配布用封筒は、角形 2 号サイズとし、封筒の表に配布する資料一覧を記載する。
 - (4) 通知者の住所、氏名を記述した宛名シールを作成する。
12. 通知書等の配布及び町名表示板・住居番号表示板の取付け
 - (1) 通知書等の配布は、各戸を訪問し、通知書の記述事項の確認、配布資料の説明等をした上で手渡す。
 - (2) 配布先が留守の場合は、来訪の旨のお知らせビラを郵便受けに投函する。
 - (3) 配布先が 3 回目の訪問において留守の場合は、世帯主調査等で居住の確認がとれていれば、来訪の旨のおしらせビラと通知書等を同封した封筒を厳封の上、郵便受けに投函する。
 - (5) 町名表示板及び住居番号表示板は、配布先に貼る場所を確認した上で取付ける。
13. 街区案内図作成
 - (1) 基本図データより縮小編集出力を行い、原稿を作成し、写真製版する。
 - (2) 印刷は 2 色刷り、用紙サイズは A4 版又は A3 版とする。
 - (3) 印刷図は、旧新・新旧対照表及び地番対照表に綴じる。
 - (4) 表示事項は次のとおりとする。
 - ① 赤色表示するもの
 - ・ 新町界、新町名、街区界、街区番号
 - ② 黒色で表示するもの
 - ・ 旧町界、旧町名、道路、建物等、地形・地物及び整飾関係（凡例を除く）
14. 旧新、新旧対照表作成
 - (1) 新旧、旧新対照表は、市が指定する様式に則り作成する。
 - (2) 世帯主調査後の調査カードを基に C S V 形式入力したデータより作成する。
 - (3) 旧新対照表の表示順は、旧町別、地番昇降順、世帯主名・事業所名の 50 音順とする。並びに新旧対照表は、新住所別、街区符合昇降順、住居番号昇降順、世帯主名・事業所名の 50 音順とする。
 - (6) 旧新、新旧対照表作成以降、住居表示実施日までの住民・事業所等の異動は追録表を作成し、記載する。
15. 地番対照表作成
 - (1) 地番対照表は、市が指定する様式に則り作成する。
 - (2) 第 15 条 4. のデータより作成する。
 - (2) 地番対照表の表示順は、旧町別、地番昇降順とする。

16. 住居表示案内図作成

- (1) 基本図データより 1/1,500 に縮小編集出力を行い、原稿を作成し、写真製版する。印刷は A 列 4 色刷りを基本とし、上質紙 70 kg を使用し、色は色見本のとおりとする。
- (2) 表示事項は次のとおりとする。
 - ① タイトル
 - ② 道路、水路、軌道
 - ③ 建物及び主要な工作物
 - ④ 新町名、新町界
 - ⑤ 街区符合、街区界
 - ⑥ 住居番号
 - ⑦ 旧町名、旧町界
 - ⑧ 旧地番
 - ⑨ 公共施設の名称
 - ⑩ 縮尺、方位、位置図及び凡例
 - ⑪ 実施日

17. 氏名記入図作成

- (1) 8(1)で作成した氏名記入図に、世帯主・事業所調査及び通知書配布時に居住の確認が取れた世帯主名及び事業所名・代表者名を図上、該当する建物内に記載する。

18. 街区表示板取付け

- (1) 建物の壁又は塀等に取り付ける場合、地上概ね 1.6 メートルの高さとなる位置に、ボンド又は両面テープを用いて取付ける。
- (2) 電柱に取り付ける場合、地上概ね 1.6 メートルの高さとなる位置に、ステンレスバンド及びエステルバンドを用いて取付ける。
- (3) 建物の壁、塀等に取り付ける場合、街区表示板取付け承諾書に建物所有者の署名を貰い受ける。

第3章 住居表示関係法規

1. 住居表示に関する法律

昭和37年5月10日法律第119号
最終改正：平成26年5月30日法律第42号

(目的)

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- 一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。
- 二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号

をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

- 4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。
(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

- 2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第五条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

- 3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

- 4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。
- 5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。
- 6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。
- 7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。
- 8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の

町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

- 2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。
(住居表示台帳)

第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

- 2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。
(旧町名等の継承)

第九条の二 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(国又は都道府県の指導等)

第十条 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

- 2 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第五条の二及び第八条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。
- 4 総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務

大臣が定める。

(政令への委任)

第十三条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(住居表示の実施に関する経過規定)

2 市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

(公簿の整理)

3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

附 則 (昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (昭和 42 年 8 月 10 日法律第 133 号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第五条の二の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。

(町又は字の区域の新設等の処分に関する経過規定)

3 都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律により住居表示の実施のために行なわれた町又は字の区域の新設等に関する処分で地方自治法第二

百六十条第二項の規定による告示がなされたものについて、新法第五条の規定又は同法第十二条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがある
と認めるときは、当該告示がなされた日（当該告示がこの法律施行の日前になされた
場合にあつては、この法律施行の日）から六月以内に、市町村長に対し、当該処分の
是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 4 前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に関する市町村の議会の議決に
ついては、新法第五条の二第六項の規定を準用する。

附 則 （昭和 58 年 12 月 10 日法律第 83 号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下こ
の条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により
された許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）
又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可
等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法
律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとな
るものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づ
く命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日
以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の
相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 （昭和 60 年 6 月 14 日法律第 59 号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第五条の規定は、この法
律の施行の日以後に新法第五条の二第一項の規定により公示される案に係る町又は
字の区域について適用し、同日前に改正前の住居表示に関する法律第五条の二第一項
の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2. 湖南省住居表示に関する条例

平成16年10月 1 日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居の表示に関して必要な事項を定めるものとする。

(街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物（以下「建物等」という。）として市長が別に定めるものを新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建物等に住居番号を付け、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するように市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号を付け、変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号を付け、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 建物等の所有者、管理者又は占有者は、市長が別に定める場合のほか、次の各号に定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。

(1) 当該建物等の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近

(2) 当該建物等の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が道路に接する付近

2 前項の表示の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、住居の表示に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

3. 湖南省住居表示に関する条例施行規則

平成16年10月 1 日

規則第23号

改正 平成20年 9 月18日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省住居表示に関する条例（平成16年湖南省条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(住居表示を必要とする建物等)

第2条 条例第3条第1項の規定により、住居表示を必要とする建物その他の工作物（以下「建物等」という。）は、次のとおりとする。ただし、当該建物等が、主たる建物等に付属するものである場合は、この限りでない。

- (1) 人の居住の用に供する建物
- (2) 一部を人の居住の用に供し、又は供することができる前号以外の建物
- (3) 事務所又は店舗、旅館、娯楽場、学校、病院、工場、作業場その他の事業所としての建物その他の工作物
- (4) 倉庫又は車庫としての建物
- (5) 公園、遊園、プールその他住居表示を必要とする工作物
- (6) その他市長が必要と認めたもの

第3条 条例第3条第1項による建物等を新築したものの届書の様式は、様式第1号により行うものとする。

(住居番号の申出、変更及び廃止)

第4条 条例第3条第2項の規定により、建物等の所有者、管理者又は占有者が、当該建物等に住居番号を付け、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止しようとするときの申出は、様式第2号により行うものとする。

(住居番号の通知)

第5条 条例第3条第3項の規定により、市長が住居番号を付け、変更し、又は廃止したときの通知書の様式は、様式第3号により行うものとする。

(住居番号表示の特例)

第6条 条例第4条第1項の規定による住居番号の表示のうち、次に掲げるものについては、それぞれの建物等ごとに市長がその都度定める。

- (1) 公団住宅等で当該建物に棟番号が付けられているもの
- (2) 区分住宅その他主要な出入口が確認しがたいもの
- (3) 広大な敷地内に建てられた建物等
- (4) その他市長が条例第4条第1項によることが適当でないと認めたもの
(住居番号の様式)

第7条 条例第4条第2項の規定による住居番号の表示の様式は、前条に定める場合を除き様式第4号によるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の石部町住居表示に関する条例施行規則（平成6年石部町規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成20年規則第27号）

この規則は、平成20年11月4日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

実態調査	付 番	台帳記載	通 知	課 長	課長補佐	主 幹	担 当
新 築 届 出 書 年 月 日 湖南市長 あて 住 所 届出人 氏 名 ㊟ 次のとおり住居表示を必要とする建物(工作物)を新築したので、湖南市住居表示に関する条例第 3 条第 1 項の規定により届け出ます。							
氏 名							
届出人の資格							
建 物 の 種 類 及 び 構 造	1 住家 2 事務所 3 事業所 4 店舗 5 その他()				造 平 屋 屋 根 ぶき 階 建		
所 在	湖南市						
備 考							
位置図(特に主な出入口を明記のこと。)							

様式第 2 号(第 4 条関係)

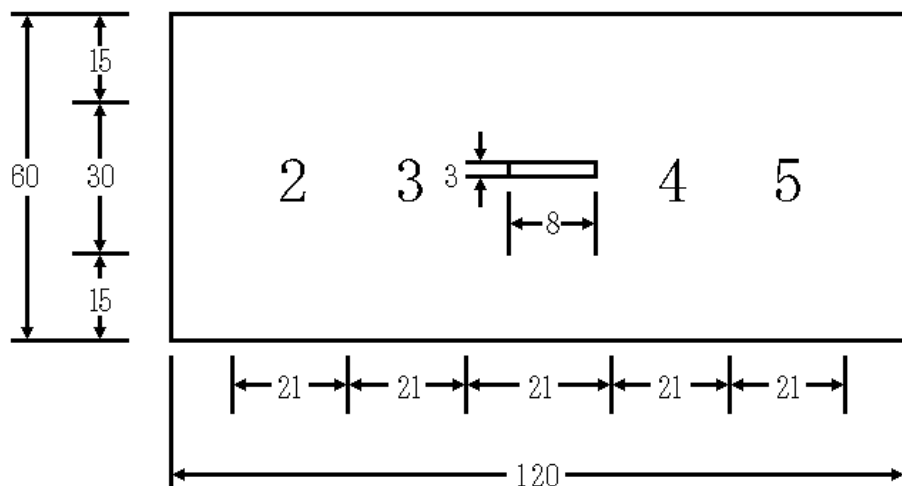
実態調査	付 番	台帳記載	通 知	課 長	課長補佐	主 幹	担 当
付 番 住 居 番 号 変 更 申 出 書 廃 止 年 月 日 湖南市長 あて 住 所 申請人 氏 名 (印) 付番 住居番号を 変 更 したいので、湖南市住居表示に関する条例第 3 条第 2 項の規定によ 廃止 り申し出ます。							
氏名又は名称							
申出人の資格							
建 物 の 種 類 及 び 構 造		1 住家 2 事務所 3 事業所 4 店舗 5 その他()			造 平 屋 階建 屋根 ぶき		
所 在		湖南市					
理 由		付 番	1 新築				従前の表示
		変 更	1 出入口の変更 2 道路の変更 3 移築				
		廃 止	1 取壊し 2 焼失 3 その他()				
位置図(特に主な出入口を明記のこと。)							

様式第 3 号(第 5 条関係)

付 番 住 居 番 号 変 更 通 知 書 廃 止			
住 所 氏 名 様			
実 施 期 日	年 月 日		
氏名又は名称			
資 格	1 所有者 2 管理人 3 占有者		
建 物 の 種 類 及 び 構 造	1 住家 2 事務所 3 事業所 4 店舗 5 その他()	造 平 屋 屋根 ぶき 階建	
所 在	湖南省		
住所、居所等 の表示	付番 変更 廃止	滋賀県湖南省	従前の表示
あなたの住居について、上記のとおり住居番号を付番 変更 したので湖南省住居表示に 廃止 関する条例第 3 条第 4 項の規定により通知します。 年 月 日 湖南省長 			

様式第 4 号(第 7 条関係)

住 居 表 示 板



(単位 ミリメートル)

備考

- 1 左部分に街区符号を表示するものとし、右部分は住居番号を表示するものとする。
- 2 街区符号又は住居番号が 1 桁の場合は、中心に近い位置に表示するものとする。
- 3 数字及びハイフンは、白ヌキとし、他の部分は緑色とする。
- 4 使用する数字はアラビア数字とし、その書体はユニバース・メディウムを用いる

4. 湖南省住居表示審議会条例

平成18年12月20日

条例第36号

(設置)

第1条 湖南省における住居表示の実施を円滑かつ合理的に促進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湖南省住居表示審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、住居表示の実施について必要な事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第3号に掲げる者が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(特別委員)

第5条 審議会は、必要に応じ、特別委員若干人を置くことができる。

2 前項の特別委員は、当該実施計画区域の住民代表のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該実施計画区域に係る審議事項が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、住居表示の企画及び推進に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

5. 湖南省住居表示実施基準

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号。以下「法」という）に基づき、本市が実施する住居表示の基準について必要な事項を定めるものである。

第 1 住居表示の方法

住居表示の方法は、法第 2 条第 1 項に規定する「街区方式」とする。

第 2 町の区域の合理化

街区方式による町の区域は、次の基準によって定める。この基準によることができない町の区域については、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように定める。

1 町の境界

町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める。この場合、境界線は原則として、道路、河川、水路等の東西線にあつては南側の側線、南北線にあつては東側の側線とする。

2 町の形状及び規模

町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されるようにする。

3 町の規模

地域の性格、用途、人口、家屋の密度を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないよう定め、おおむね次の基準による。

商業地区 20,000 m²～ 90,000 m²

住居地区 15,000 m²～120,000 m²

工業地区 120,000 m²以上

第 3 町の名称の定め方

第 2 による町の区域の合理化のため、新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は次の基準によるものとする。

- 1 従来の町の名称又は当該地区における歴史、伝統、文化を考慮し、由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択する。
- 2 常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、簡明なものとする。
- 3 同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じないようにする。
- 4 町の名称として丁目をつける場合は、その丁目の数は概ね 4、5 丁目程度とする。

- 5 丁目は、湖南省役所東庁舎又は西庁舎に最も近いところを起点とし、できるだけ放射線状に整然と配列する。

第4 街区割り

- 1 街区は、道路、河川、水路、鉄道、又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。
- 2 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び当該地区における家屋密度の状況を勘案して定めるものとする。その標準規模は、概ね 3,000 m²~5,000 m²、戸数 30 戸程度とする。

第5 街区符号の付け方

街区符号は数字を用い、湖南省役所東庁舎又は西庁舎に最も近い街区を起点とし、右回り連続蛇行式とする。

第6 住居番号のつけ方

住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき設定された住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）によって、建物その他の工作物（以下「建物等」という。）につけるものとする。

1 基礎番号

- (1) 基礎番号は、湖南省役所東庁舎又は西庁舎の最も近い街区の角を起点として右回りに街区の境界線を一定の間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り順次番号をつける。ただし、その角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定める。
- (2) フロンテージは、10 メートルを基準とする。
- (3) フロンテージは、各辺ごとに精算する一辺精算方式とする。ただし、各辺上における最後のフロンテージの 2 分 1 未満の端数が生じたときは、直前のフロンテージに加える。

2 住居番号

- (1) 住居番号は、その建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号とする。
- (2) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区境界線と接するところにつけられている基礎番号とする。
- (3) 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、若い数字の基礎番号とする。

- (4) 建物等に主要な出入口又は通路が二つ以上ある場合は、市長の認定により主要な出入口又は通路を一つ選定して定める。
- (5) 一街区の全部を一つの建物が占めている場合においても建物等の主要な出入口が接している基礎番号とする。ただし、一街区に占める建物が、容易に変更されない公共用建築物又は、法人等の場合は、基礎番号によらず、順序よく建物等に番号をつけ、住居番号とすることができる。

第7 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。

湖南省 ○ ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
 └───┘ └───┘ └───┘
 町 名 街区符号 住居番号

(注) 上記の表示を略記する場合には、次の例によるものとする。

湖南省 ○ ○ 丁目 ○ ー ○
 └───┘ └───┘ └───┘
 町 名 街区符号 住居番号

第8 中高層建物の住居表示の特例

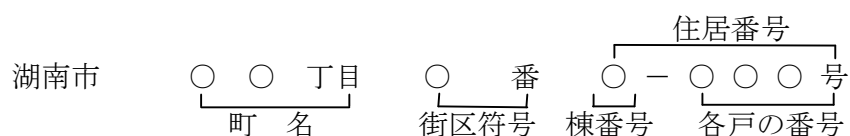
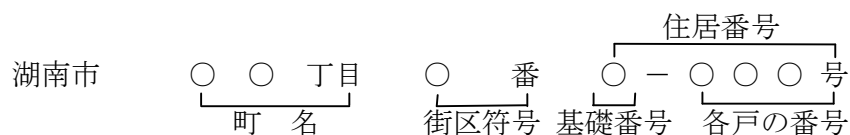
団地設計によらない中高層の建物で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、次のとおりとする。

1 住居表示のつけ方

- (1) 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。
- (2) 一街区の中にある中高層建物について一定の基準により順序よく棟番号がつけられる場合には、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とすることができる。

2 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。



第9 住居表示台帳

住居表示を行う区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及び出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し、保管する。

住居表示台帳は、縮尺 500 分の 1 によるものとし、縮尺 2,500 分の 1 の都市計画図又は大縮尺で、高い精度の測量図を基礎として街区ごとに作製する。

この場合には、各街区の位置図を町単位に作製し、町単位につづられる 500 分の 1 の街区の図面上に添付する。

第10 住居表示板の基準

住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号の数字を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）および町名を記載した表示板（以下「町名表示板」という。）を表示する場合は、次の基準によるものとする。

1 街区表示板

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上概ね 1.6 メートルになるようにする。

(2) 寸法及び表記

街区表示板の寸法は、縦 660 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、別紙のとおり縦の表記とする。

(3) 文字及び数字の書体

町の名称に使用する書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用い、街区符号の表示に使用する数字はアラビア数字とし、その書体は、ユニバーサル・メディウムを用いる。

(4) 色彩

街区表示板は、二色をもって構成し、地色は青味緑色（2.5B G4/8）とし、文字及び数字の色彩は、日本工業規格（J I S）Z 8721「色の三属性による表示法」による明度 8 度以上の無彩色とする。

(5) 材質

街区表示板は、容易に腐食し、又は褪色しない材質のものとする。

2 住居番号表示板・町名表示板の設置場所及び様式

(1) 設置場所

住居表示表示板及び町名表示板は、一般住宅の建物等にあつては、原則として、門柱又は玄関の地上概ね 1.6 メートルの高さで歩行者から見やすいところに取りつけるものとする。

(2) 寸法及び表記

住居表示板の寸法は、縦 60 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、その表示は別紙のとおりとする。

町名表示板の寸法は、縦 60 ミリメートル、横 60 ミリメートルとし、その表示は別紙のとおりとする。

(3) 書体その他

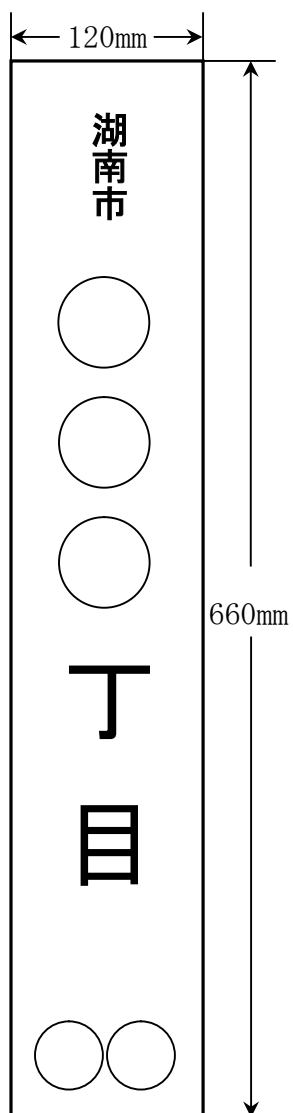
文字、数字の書体、色彩、材質等については、街区表示の例による。

第 11 その他

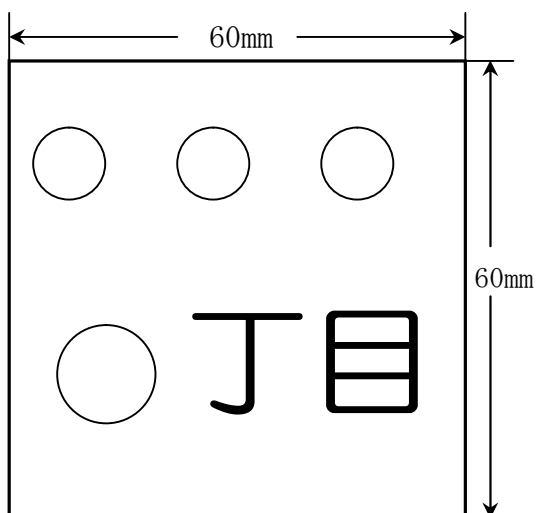
この基準のほか住居表示実施について必要な事項は、その都度定めるものとする。

表示板の寸法及び表記例

街区表示板



町名表示板



住居番号表示板

